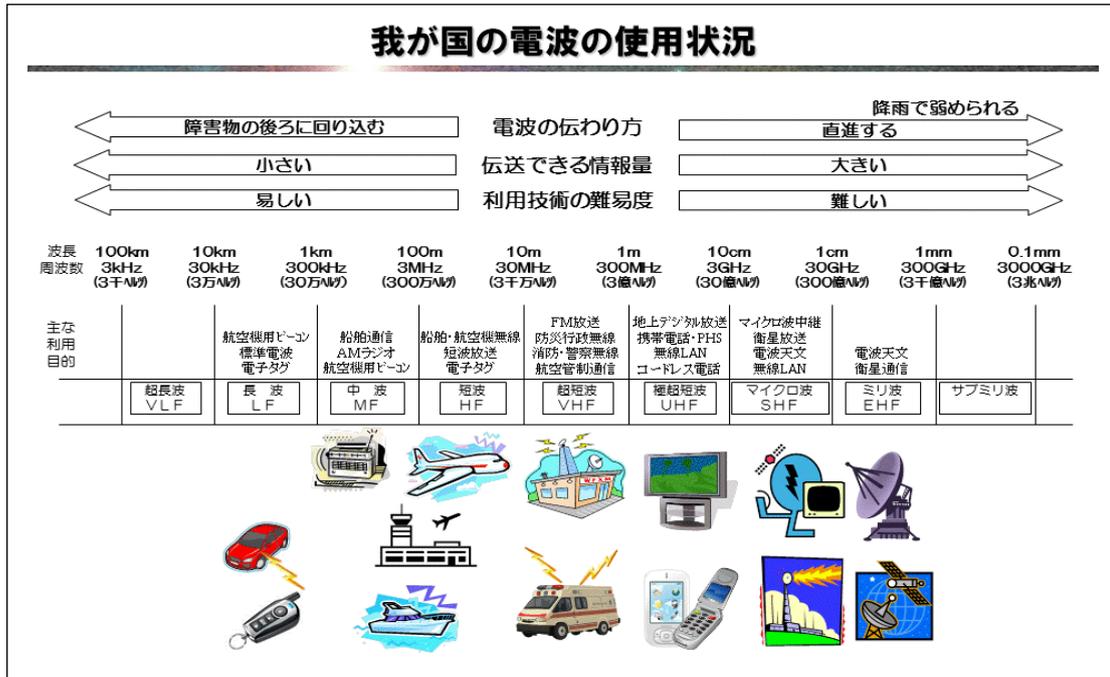


東北管内における電波監視の状況

1 電波監視とは

(1) 電波は社会生活に不可欠な存在

ICT（情報通信技術）の進展により、電波の利用は近年急激に拡大・増加しています。スマートフォンを含む携帯電話、無線LAN、地上デジタル放送、衛星放送など、電波は私達の暮らしに必要な不可欠なものとなっています。



(2) 電波監視の必要性

同時に同じ周波数の電波を使用すると混信が生じるため、総務省では、周波数ごとに電波の使い道を決め、多くの方が効率的に利用できるようなルール作りを行っています。ルールを守らずに電波を使用すると、周りの無線局などに混信を与えることとなります。このため、当局では日頃から電波の監視を行い、電波利用秩序の維持に努めています。

(3) 電波監視業務

具体的な電波監視の業務は次のとおりです。

ア 電波の調査

周波数を割り当てるために必要な資料を得るため、電波の周波数別、時間別及び地域別の利用状況を把握するとともに、混信の有無の確認、混信がある場合のその程度及び原因を究明する等の調査を行っています。

イ 電波の監査

無線局から発射された電波を受信し、その通信方法等が適正かどうかを確認するとともに、無線局に割り当てられた周波数以外の周波数が違法に発射されていないか等の監査を行っています。

ウ 違法な無線局等の探査

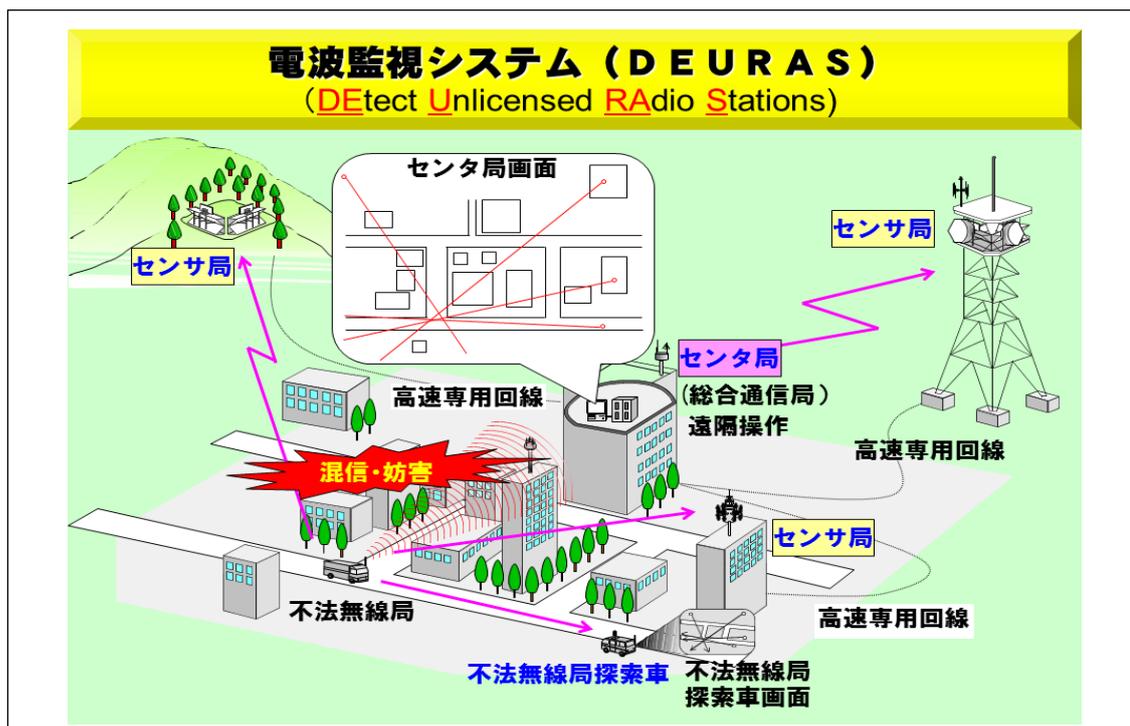
免許に従った無線局の運用をしていない疑いや、無線局の免許が必要であるにも関わらず免許を受けずに開設している疑いがある電波を捕捉した場合、その無線局の所在確認を行います。所在を確認したときは、行政処分や捜査機関への告発など必要な措置を執っています。

2 電波監視施設

当局が管轄する東北6県の主要都市には、無線局からの電波を捕捉するための受信施設（DEURAS）を配備しています。

この受信施設は、高層建物の屋上など遠方からの電波を受信できる場所に設置されており、複数の受信施設での方位測定データを分析し、当該電波の発射源（エリア）を特定します。

当管内には、42箇所に固定受信施設を、14箇所に可搬型受信施設を設置しており、これら受信施設を当局内のセンタ局で制御して電波監視を実施しています。



3 重要無線通信妨害対策

(1) 重要無線通信妨害申告受付

総務省では、電気通信業務若しくは放送業務の無線通信又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車運行業務など、人命や公共的な業務に関わる無線通信に対する混信妨害を「重要無線通信妨害」と位置付けています。

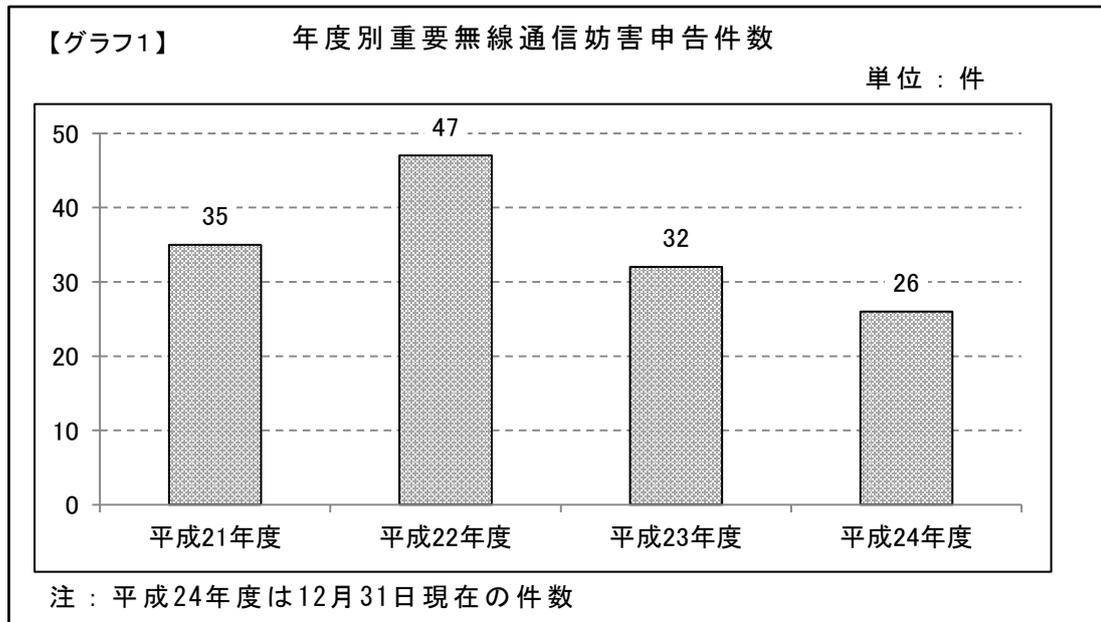


当局では、重要無線通信妨害の被害報告（申告）の受付を行っています。

受付の際には、申告者から混信被害を受けている無線局の周波数などの諸元のほか、迅速な原因調査に必要な混信の発生頻度、内容等特徴を聴取しています。

なお、休日及び夜間においては、東北管内を含む全国各地で発生した重要無線通信妨害の被害申告を関東総合通信局（東京都千代田区九段）で一元的に受け付けています。

当局において対応した申告件数の状況は次のとおりです。



(2) センタ局及び電波監視車による混信源の特定

混信妨害の原因を特定するためには、混信原因の発射源をピンポイントで特定する必要があり、車両等による移動監視（現地調査）が必要となります。

重要無線通信妨害では、被害報告（申告）の受理等認知後、直ちにDEURASを活用して、混信状況及び混信原因の発射場所（エリア）の確認を目的とした、センタ局での初動の情報収集を行い、移動監視の方針・計画の立案を行います。

移動監視では、各種の機材を搭載した電波監視車で発射源の探索を行います。

また、建物が密集しているなどで車両での探索が困難な場合には、現場付近で職員が小型の方探装置を持って徒歩で探索を行うことも多くあります。



当局には、計4台の電波監視車が配備されており、車内には、様々な電波を受信するための無線受信機のほか、電波の到来方向を測定する方位測定装置等の機材を搭載しています。

(3) 混信源の特定及び排除措置

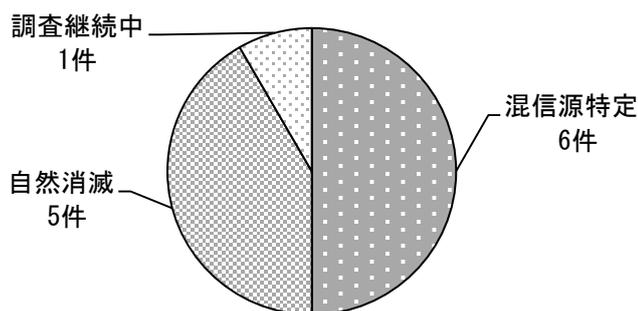
移動監視の結果、混信源を特定できたものについては、原因者に対して速やかに措置を行うよう指導しています。

また、混信源を特定するまでに自然消滅したものについても、申告のあった周波数を一定期間、電波監視を継続するなどの確認をしています。

今年度においては、平成24年12月31日現在で12件の重要無線通信妨害に係る移動監視を行っており、結果別の内訳は次のとおりです。

【グラフ2】

平成24年度における重要無線通信妨害に係る移動監視の結果別件数
(平成24年12月31日現在)



4 一般無線局（重要無線通信以外の無線局）に係る対策

(1) 一般無線局に係る違反処理及び申告対応

無線局への混信や妨害は、一般の業務用無線、アマチュア無線等においても発生しています。

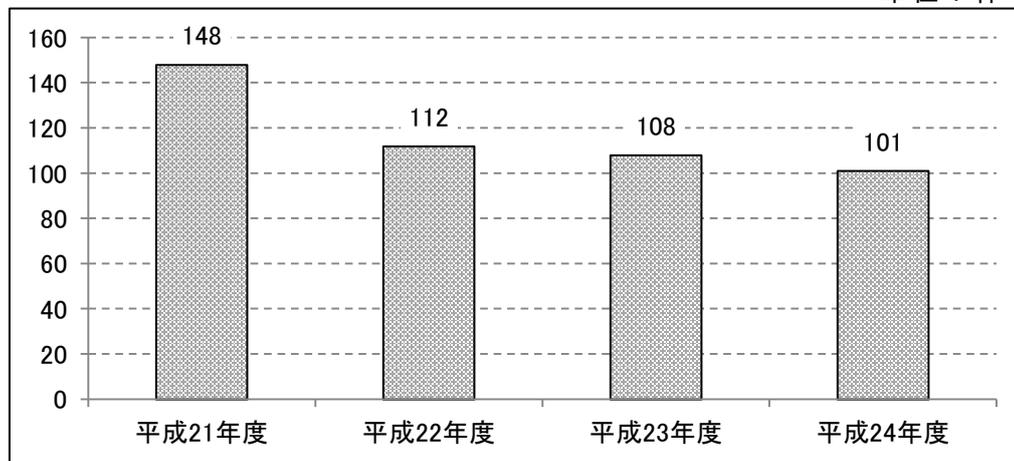
当局では、一般無線局の通信を受信し、その内容について監査するとともに、一般無線局の運用者から混信等を受けている旨の申告があった場合は申告内容に基づいて混信源の探査等を行い、違法な無線局が認められた場合には、捜査機関との共同取締りによる摘発、行政処分など必要な措置を執っています。

一般無線局に係る申告受付件数の状況は次のとおりです。

【グラフ3】

年度別の一般無線局からの申告受付件数

単位：件

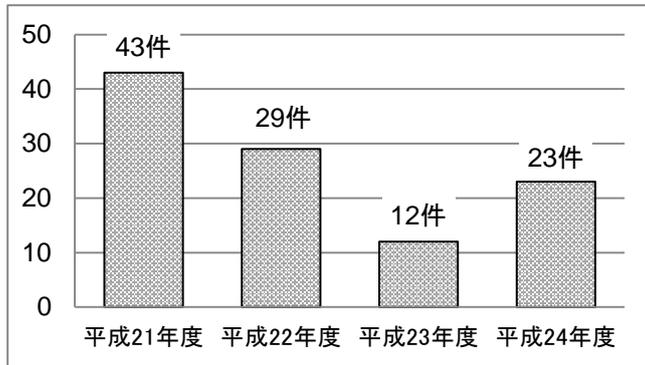


注：平成24年度は12月31日現在の件数

共同取締りによる摘発の状況は次のとおりです。

【グラフ4】

捜査機関との共同取締りによる摘発の状況



共同取締りの様子

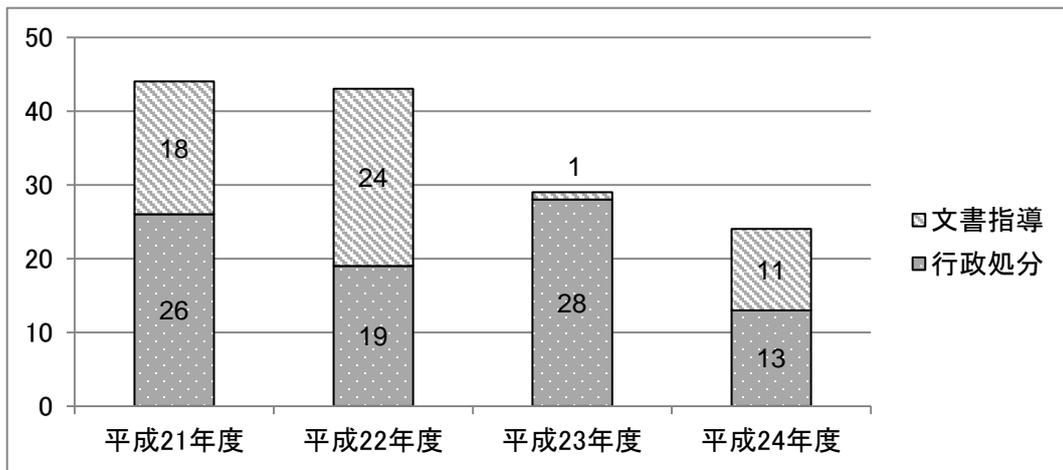
注：平成24年度は12月31日現在

行政処分及び文書指導の状況は次のとおりです。

【グラフ5】

年度別の行政処分等の件数

単位：件



注1：「行政処分」は、無線局の運用停止処分又は無線従事者の従事停止処分の数

注2：平成24年度は12月31日現在

(2) 規正用無線局の活用

アマチュア無線の呼出符号不送出（ノーコール運用）や目的外通信など運用のルールを守らない無線局を確認した場合は、規正用無線局（※）を活用して注意・警告を行うことで違反行為の早期是正を図っています。

（※）規正用無線局とは

運用ルールを守らない無線局に対し、直接電波で注意・警告して運用の適正化、利用秩序の維持を図るものです。

注意・警告は、あらかじめ音声メモリに録音した警告文を発射することにより行います。

(3) 不法パーソナル無線対策

不法パーソナル無線には、免許の有効期間が満了し、失効しているもののほか、正規のパーソナル無線機を改造し、他の無線用に割り当てられた周波数を使用するものや定格を超える電力で電波を発射するもの等があります。

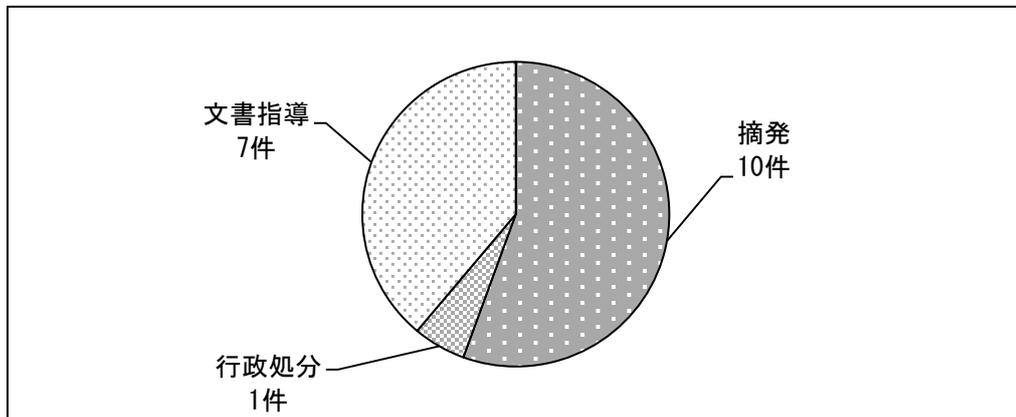
パーソナル無線で使用されている周波数帯は、携帯電話でも使用されることとなり、平成24年7月25日から周波数の共用が開始されました。不法パーソナル無線を使用すると携帯電話に混信妨害を与える恐れが大きいことから、当局では、東北管内各地で不法パーソナル無線に対する電波監視を強力に行っています。

改造パーソナル無線機を使用するなど悪質なものについては、警察との共同取締りにより摘発を行うなど、不法パーソナル無線の早期撲滅に取り組んでいます。

平成24年度における不法パーソナル無線に係る違反処理の状況は次のとおりです。

【グラフ6】

平成24年度における不法パーソナル無線に係る違反処理件数
(平成24年12月31日現在)



注1: 摘発は、捜査機関との共同取締りにより摘発したものの。

注2: 行政処分は、無線局の運用停止処分を行ったものの。

注3: 上記件数は、グラフ4(摘発)及びグラフ5(行政処分等)の件数からパーソナル無線に係る件数を再掲したものの。

5 捜査機関との連携等

当局は、日頃から、捜査機関(各県の警察本部・警察署及び第二管区海上保安本部)と電波法違反事案に関する情報交換を行うほか、捜査機関が摘発した電波法違反事案で被疑者が使用した無線機等の鑑定を行っています。

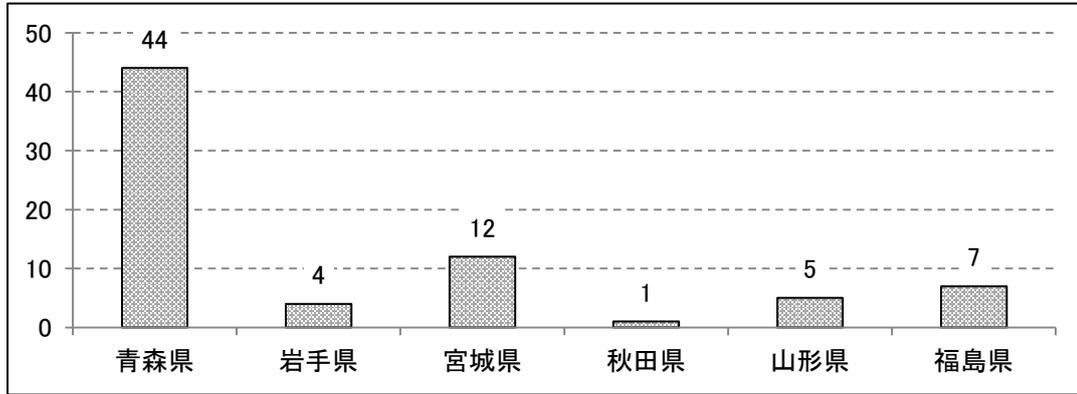
違反行為者が当局の指導に応じないなど、当局だけでは有効に対処できない場合には、捜査機関の協力・支援が不可欠です。このため、今後も、情報交換等を積極的に行うことより、捜査機関との連携強化を図ることとしています。

平成24年度における捜査機関からの囑託で行った無線機等の鑑定件数は次のとおりです。

【グラフ7】

平成24年度における無線機等の鑑定件数（県別）
（平成24年12月31日現在）

単位：件



注：海上保安部からのものは青森県の44件のうちの4件。その他の件数はすべて警察からのもの。